

帝國憲法第七十條ニ依ル財政上必要處分ノ
件會議筆記

三十九年十二月二十八日 正

国立公文書館
利用上の注意

枢密院會議筆記及び同委員会録は、非公開の席上における発言を記録したものであります。したがって当該発言者の共同著作物と解されますので、引用等発表に際し著作権法上の問題の生ずることのないよう特に御配慮願います。

国立公文書館

分類

2 A

配架番号

15-8

①D 184

樞密院會議筆記

依^帝國憲法第七十條
財政上必要處分件

明治三十六年十二月二十八日午前十時三十五
分開議
聖上臨御不被為在

出席員

副議長

東久世副議長

大臣

桂 總理大臣 六番

山本海軍大臣 七番

清浦農商務大臣 八番

曾禰大藏大臣 九番

小村外務大臣 十番

寺内陸軍大臣 十一番

波多野司法大臣 十二番

大浦逵信大臣 十三番

久保田文部大臣 十四番

顧問官

松方顧問官 十八番

川村顧問官 十九番

佐々木顧問官 廿二番

田中顧問官 廿四番

細川顧問官 廿六番

大島顧問官 廿九番

九鬼顧問官 卅一番

杉 顧問官 卅三番

蜂須賀顧問官 卅四番

伊東顧問官 卅六番

野村顧問官 卅八番

林 顧問官 卅九番

柳 密 院

缺席員

皇族

西	顧問官	四十一番
青木	顧問官	四十二番

嘉仁親王	一番
貞愛親王	二番
成仁親王	三番
載仁親王	四番
依仁親王	五番

顧問官

山縣	顧問官	十七番
副島	顧問官	二十番
福岡	顧問官	廿一番
尾崎	顧問官	廿三番
海江田	顧問官	廿五番
河瀬	顧問官	廿七番
中牟田	顧問官	廿八番
島尾	顧問官	三十番
高崎	顧問官	卅二番
高島	顧問官	卅五番

區 密 院

岩倉顧問官

廿七番

黒田顧問官

四十番

近衛顧問官

四十三番

委員

一木法制局長官

阪谷大藏次官

田 逋信次官

宇佐川軍務局長

報告員

都筑書記官長

書記官

穂積書記官

河村書記官

柴田書記官

副議長(東久世)

帝國憲法第七十條ニ依ル財政

上必要處分ノ件第一讀會ヲ開ク朗讀ヲ省略

ス

六番桂 會議ヲ開カルル前一言ヲ述フル必
アリト認メ茲ニ一言ス政府カ此緊急勅令
御裁可ヲ仰キタル理由ハ東洋目下ノ趨勢ニ
伴ヒ軍備ニ必要ノ補充ヲ為スヲ要シ又京釜
鐵道ヲ速成スルニ付テハ同會社ニ元利保證
ヲ與ヘ且必要ノ場合ニハ工事費ヲ補助スル
ヲ要ス之ハ帝國議會開會中ナラハ其協賛ヲ
求ムヘキモノナルカ不幸解散トナリ且此事
柄ハ瞬時モ差ニ置カレサル緊急已ムヘカラ
サル事件ナルヲ以テ本勅令ノ發布ヲ仰キタ

ル次第ナリ

十九番(川村) 今日ノ議題ニ京釜鐵道ナトノ小

問題ヲ出サルルハ果シテ左ル時機ト信シ居
ラルルカ政府ハ主權進取ノ方針ヲ取ルカ抑
モ退嬰ノ方針ヲ採ルカ敢テ内閣諸公ノ辨明
ヲ請ハン

六番(桂) 政府カ京釜鐵道ノ速成ヲ必要トスル
ハ韓國ノ經營上目下ノ必要ナルト認メタル
ニ依ル

十九番(川村) 京釜鐵道ノ如キ小ナル問題ヲ以

テ國家ノ進歩ヲ計ルナトトハ余ノ夢ニ
想ハサルトコロ制海權ヲ取ラサル以上ハ
方ナシ京釜鐵道ハ陸軍ニ必要ナルヤ
十一番(寺内) 陸軍ニ非常ナル必要アリ成ルヘ
リ速ニ著手シタシ既ニ遲キ位ナリ
十九番(川村) 陸軍ノ運搬ニ必要ナリト曰フノ
意カ
十一番(寺内) 然リ
十九番(川村) 迂遠極レリ我カ海軍ヲ以テ露國
ノ海軍ヲ打壞ササレハ何ノ益カプラン然ラ

スンハ假令陸軍百萬アルモ何ノ効カプラン
此レ姑息ノミ内閣ハ果シテ退嬰主義ナルヤ
退嬰主義トハ露國カ何ヲ為ストモ指ヲ啞ヘ
テ見テ居ルコトナリ或ハ維新ノ開國進取ノ
主義ヲ採ル積ナルヤ京釜鐵道ノ如キ小事ニ
拘ハリ居リテハ陸軍何方アルモ何ノ効モ無
ケン海軍ヲ打壞ササレハ無効ナリ今日ノ日
本ハ實ニ累卵ノ有様ナリ八年前日清戰爭ノ
當時自カ伊藤侯爵ニ話シタルコトアリ又
當局者ニモ話シタルコトモ耳ニ入レスシテ

今日ニ至リテハ皆露國ヲ恐怖シ居ルモノ
如シ、
報告員都筑慣例ニ依リ審査ノ結果ヲ報告セ

シ其上ニテ審議アラニコトヲ請フ本緊急勅
令案ハ憲法第七十條ニ依ルモノニシテ七十
條ハ内外ノ情形ニ因リ議會ヲ召集スルコト
能ハサル場合ニ財政上緊急ノ處分ヲ為スコ
トヲ得シムルモノナルヲ以テ議會開會前ニ
事情切迫セルコト目下緊急ノ必要ヲ生シタ
ルコトナラサルヘカラス後日緊急ノ必要ヲ

生スルカラト云フカ如キ事件ニテハ不可ナ
リ其ノ代リ二度モ三度モ緊急ノ必要ヲ生セ
ハ二度モ三度モ緊急勅令ヲ發シテ差支ナキ
ナリ兎モ角議會ノ開會ヲ待テ又範圍ニ止ム
ヘキナリ本案ハ二種ノ多少異リタル事ヲ為
シタシトノ趣旨ナリ一ハ軍備補充ヲ要スル
為一時借入金ヲ為シ特別會計ニ屬スル資金
ヲ繰替使用シ國庫債券ヲ發行スルコトナリ
糧秣又ハ軍艦ヲ買入レ又ハ艦隊游弋ノ費用
ニ充ツル趣旨ナリ又京釜鐵道ニ就テハ當局

者ニ質問シタルニ目下ノ時局ニハ鐵道ノ
成ハ間ニ合ハヌカモ知レサルモ一步ニテ
工事ヲ進ムル方時局ニ必要ナリ一私立會社
カ擔當スル事業ナル故其社債ニ對シテ保證
ノ義務ヲ負ヒ又速成ノ為特ニ要スル費用ヲ
補助スルコト至當ナルヲ以テ之カ補助ヲ為
サントスルノ趣旨ナリ其ノ支出ハ今日其レ
タケセサルモ保證ノ義務ヲ負ヒ補助ノ約束
ヲ為スヲ要ストノコトナリ七十條ニ依リ緊
急ノ處分ヲ為スハ議會開會ノ間ニ合ハヌ事

タケニ止メサルヘカラス緊急ノ目的ノ分明
ナルモノニアラサレハ穩當ナラス依テ當局
ノ代表者ト交渉シ本令ニ借金ノ權能ヲ一任
スルニ付テハ其最上限ヲ規定スルコトハ出
来ヌカ無制限ナル事カ必シモ緊急ニアラサ
ルヘシ自カラ制限アルヘシト論ニ詰メタル
ニ時局ノ切迫シタル所ナレハ糧食又ハ場合
ニ依リテハ軍艦モ買フカモ知レス故ニ小額
ノ制限ヲ置ク能ハストノコトナリ尤ナルコ
ト故然ラハ大ナル制限ヲ置キテハ如何ト質

問シタルニ万一平和ノ敗レタル場合ノ為
他ノ計畫ニ秘密ニ著手シツ、アルトノコ
ニテ大制限ヲ置クトキハ他日募債ノ場合ニ
大ナル障礙ヲ生スヘク大制限ヲ置クコトハ
目下ノ所甚困マル故ニ憲法ノ許ス限りハ今
回ハ制限ヲ置カスシテ通過サレタシトノ答
辨ナリシ此答辨ハ一應尤ナリ幾分カ憲法ノ
精神ニ照セハ穩カナラ又點モアレトモ餘リ
憲法ノ精神ニ拘泥スルトキハ國家ノ不經濟
ヲ采タス故此儘同意スルコトトセリ其他軍

備補充トアルトキハ軍隊ノ活動費ヲ含マサ
ル如ク見エ又一方ニハ其ノ意義廣キニ過ク
レトモ當局者ハ其ノ金ハ之タケノ費途ニノ
ミ充ツルト答辨アリタルカ故ニ字句ヲ修正
セサルコトトセリ

第二ノ京釜鐵道ニ関スル條項ハ當初ハ二百
二十万圓以内ヲ補助スルトイフ積リナリシ
ニ此案ニハ以内ノ字ヲ脱シテ意義異ルニ至
リタリ之ハ何處カ政府ニ手違ヒアリタルカ
如シ會社ニ對シテハ百七十五万圓ニテ遣テ

セル積リニテ若シモ足ラ又時ニハ仍四十
万圓タケ補助スル積リニテ合シテ二百二
万圓以内トアリタルカ以内ノ字カ政府ノ手
違ニテ何處カニテ取レタルナリ故ニ其趣旨
ヲ明ラカニスル為修正ヲ加ヘタリ尤四十五
万圓ハ今日差シ當リ支出ヲ要スルモノニア
ラサルヲ以テ之ハ議會開會ヲ待ツヲ至當ナ
リトス依テ四十五万圓ニ就テハ其ノ義務ヲ
負フ權能ノミヲ與フルコトニ修正シタリ第
二項ハ本補助金ハ工費ノミナラス韓國ニ於

テハ工事上種々ノ妨害ハ天然力ノミナラス
人為ノ妨害モ起ル故此ノ妨害ヲ除ク為ノ費
用ヲモ含ミ居ルヲ以テ是レヨリ種々ノ風説
又ハ弊害ヲ生スヘキニ依リ之ヲ防ク為ニ新
ニ二項ヲ置キタルナリ

十九番川村 書記官長ノ説明ニ四十五万圓ノ
コトアリ當局者ノ御口ハ立派ナレトモ時勢
ハ如何人足債ハ戰爭トナレハ平常一圓ノモ
ノカ五圓ニモ騰ル此ノ如キコトニ餘計ナル
手續ヲ御掛ケニナラヌカ宜シ先刻モ京釜鐵

道力陸軍ニ必要ナリトノコトナルカ素人ノ
我々ニモ不必要ナルコトカ分ル海ヲ渡リテ
戦ハ子ハナラヌ時機カ既ニ逼リ居ルナリコ
ンナ小サナ事ヲ為スヘキコトテナシ投機商
カ何カカ付ケ込ミテ言フコトナルヘシコン
ナ事ヲ樞密院ニ提出スルトハ何事ソ軍事費
ハ幾ラヲモ出シテ御遣リナサレ桂サンチト
御奮發ナサレ

十番(小村) 本院ノ議題トナレル緊急勅令ハ時
局ノ必要ヨリシテ提出サレタル譯ナレハ日

露交渉ノ經過ニ付大體ノ御話ヲナサシ東洋
ニ於ケル日本帝國ノ地位ヨリ見當ヲ付クレ
ハ我帝國ハ南北西方面ニ向テ一定ノ經營ヲ
為スヘキ必要ニ迫レリ即チ北方ニハ朝鮮南
方ニハ福建ナリ此南方經營ハ目下ノ急ニ迫
リ居ルワケナラ子ト北方經營ハ其急ニ迫ル
事實確カナルヲ以テ政府ニ於テハ適當ノ時
機ニ於テ朝鮮問題ヲ解決スルノ計畫ヲ立テ
其機ヲ待テリ然ルニ本年四月ニ至リ露ハ清
ト締結シタル條約ノ撤兵期限ニ拘ハラヌ之

ヲ為サス同時ニ撤兵ニ関シ新ニ要求ヲ為シ
タリ朝鮮ノ事ニ付テハ固ヨリ帝國ノ國防
經濟的發動上ヨリシテ朝鮮ハ他國ヲシテ一
歩モ足ヲ踏マセヌコト我國是ナリ然ルニ滿
州ニ於テ露カ根據ヲ固クセハ直接ニ朝鮮ノ
獨立及領土保全ニ影響ス又滿州カ我商業上
ニ大關係ヲ有ス故ニ四月滿州問題ノ起ルヤ
日本ハ英米二國ト商業上ノ利害關係ヲ有ス
ルヲ以テ協議シテ北京政府ニ警告ヲ與ヘ其
結果清ハ斷然露ニ對シテ拒絕シタリ四五六

ノ三ヶ月間英米ト意見ヲ交換シ同一ノ措置
ヲ取り来リタルカ之ニハ自カラ程度アリ一
定ノ點ヲ越ユレハ日本ハ單獨ノ關係トナル
日本ハ商業上ノ關係ニ加フルニ死活問題ト
シテ爭フヘキ朝鮮ニ直接ノ關係ヲ有スレハ
ナリ依テ露ノ反對ニ拘ハラズ奉天府ヲ開市
シ安東縣大東溝ヲ開市スル條約ヲ締結シタ
リ之ハ共同動作ノ結果ノ一ナリ此クシテ商
業上ノ事ハ英米ト共同ハ出来ルモ政治上ノ
コトハ單獨ニ遣ラサルヘカラス本年六月末

此決心ヲ定メ露ト交渉ヲ開クコトニ決シ
リ其當時政府ハ万一今回問題ヲ解決スル
ト能ハスンハ他日再ヒ之ヲ為シ難シ依テ此
際充分本問題ヲ解決セントノ決心ヲ為セリ
然ルニ東洋ノ事ニ就テハ英ト協約アルニヨ
リ豫メ英ニ通告シ又大體ニ於テ英ノ同意ヲ
得タリ其上ニテ七月下旬始メテ露ト交渉ヲ
開ケリ其趣意ハ極東ニ於テ日露ノ利害關係
ノ接觸スル地方ニ於テ總テノ問題ヲ解決シ
永ク兩國間ニ平和ノ關係ヲ維持シタキ故而

政府共ニ其問題ヲ研究シテ友誼的ニ協商ヲ
遂ケタキ精神ナレハ之ヲ諒セラレテ相談サ
レタシト申込ミタルニ露ハ全然同意ヲ表シ
タリ依テ我ヨリ具體的ノ案ヲ備ヘテ提出セ
リ即チ朝鮮ニ於テハ我優勢ナル地位ヲ承認
セシメ且日露間ニ存在スル協定ニ依リ我ノ
受タル拘束ヲ解クコト滿州ニ於ケル露ノ特
種ノ利益ヲ認ムル覺悟ナルモ之ヲ永久占領
シテ朝鮮ノ獨立ヲ害シ及同地ニ於ケル日本
ノ商業上ノ利益ヲ害セサルコトヲ約スヘキ

コトヲ以テセリ兩國カ滿韓ニ於ケル特種
利益ヲ認メントスルニ在ルナリ談判ノ地
付テハ露ノ希望アリ露帝ハ西歐ニ旅行シ外
務大臣ハ供奉スルヲ以テ露都ニテ交渉ヲ開
クハ不便ナル故東京ニ於テセント申出テタ
ルモ之ハ我ニ不利益ナル故露都ニ於テセン
ト返答シタルモ事實實行出来ヌ故東京ト定
メタリ十月初旬一案ヲ露ヨリ提出セリ我案
ノ對案ナリ朝鮮ニ関シテハ多少讓與ヲ為シ
タルカ滿州ハ全然日本ノ利益範圍外ニアル

コトヲ認メラレタシトノコト故此レハ同意
出来ヌト拒絕シタリ之ニ對シテ更ニ東京ニ
於テ露公使ト本官ト再三談判シ十月三十日
我最後ノ修正案ヲ出セリ滿州ハ日本ノ特別
利益ノ範圍外ナルヲ認ム其ノ代リ朝鮮ハ露
ノ特別利益ノ範圍外ナルコトヲ認メラレタ
シ朝鮮ニ出兵スルニ付テハ日本ノ利益ヲ保
護スル為朝鮮ノ内亂ヲ鎮定スル為何時ニテ
モ出兵スルコトヲ認メテ貰ヒタシ又露ノ提
議シタル大同江以北ノ地ヲ以テ中立地帶ト

シ兩國共ニ兵ヲ出ササルコトトシタシト
コトニハ一ノ修正ヲ出シ滿韓兩方ニ跨テ
立地帶ヲ設クルヲハ日本ハ同意セシ北緯
三十九度以北即大同江以北ヲ中立地帶トス
ルコトハ斷然同意セストシタリ此趣意ニテ
十月末我最後ノ修正案ヲ露公使ニ送り同時
ニ栗野公使ニモ必要ノ訓令ヲ與ヘタリ其後
露帝ハ西欧ニ旅行シ外務大臣モ不在皇后モ
病氣ニテ漸ク十二月二十一日露ヨリ回答アリ
第一ニ滿州ノ事ハ削リテ何モ一言モ云フ

マイ朝鮮ノミニ付テ協商ヲ為サシ日本ハ何
時ニテモ朝鮮ニ出兵スルコトハ認メハ中立
地帶ハ原案ノ通三十九度以北ヲ以テ中立地
帶トシタシ又日本カ朝鮮ニ對シ政治上財政
上助言ヲ與フルコトハ軍政民政トモナリト
我案ニアリシヲ露ハ單ニ民政ニ止メタシト
修正シ來レリ然ルトキハ協定カ出來テモ軍
政ニ付テハ爭ノ餘地ヲ殘スコトトナルナリ
政府ハ本月二十一日更ニ修正ヲ出シ滿州ヲ
其儘ニシ單ニ朝鮮タケニテ協商セムトスル

ハ當初日本カ協商セムト申込ミタル精神ニ
反ス滿州ヲ除クハ爭ノ根ハ残ル朝鮮ハ絶
ス危殆ノ有様ニアルヘシ故ニ日露ノ利益ノ
接觸スル地方ノ問題ヲ總テ解決シタシ依テ
之ニ付テ再考セラレンコトヲ求ム又朝鮮ニ
付テハ三十九度以北ノ中立地帯ハ全然同意
出来ス之ハ全部削除シ助言及援助ハ軍政民
政共ニ日本ニ專屬サスコトトシテ提出シタ
ルニ其翌日露公使本國ヘ電報ヲ發シ政府ハ
栗野公使ヘモ訓令ヲ與ヘタリ栗野ハ二十三

日日本政府ノ意見ヲ書キタル書面ヲ露國外
務大臣ニ提出シタリ同大臣ハ篤ト考ヘント
ノコトナリシ是レ今日迄ノ經過ノ概況ナリ
今後ノ事ハ断言出来ヌモ充分ノ決心ヲ要ス
ル時機ト考フルニ依リ之ニ必要ナル準備ハ
充分ニ為シ遺憾ナキヲ期スルコト國家ノ為
肝要ト思考ス

三十四番(蜂須賀) 此後露ノ回答ハ何日頃ニア
ルカ凡ソノ期限アルヤ
十番(小村) 此期限ハ或ハ一週間トカ二週間ト

カ確トシタルコトヲ申上兼ヌル

三十四番(蜂須賀) 期限ヲ付シテハアラヌカ

十番(小村) 然リ

四十二番(青木) 外務大臣ノ説明ニヨリ日露間

ノ關係ハヨク分カリタリ就テハ緊急勅令ヲ

出シテ必要ノ準備ヲ為スノ要アルナラント

思ヘハ速ニ本勅令ノ發布セラレンコトニ御

賛成アラシコトヲ請フ書記官長ノ報告ニハ

種々御議論アリ殊ニ國庫ノ債務ヲ負擔スル

コトヲ行政官ニ一任スアルカ之ハ語弊ア

リ政府ニ一任スルナリ政府ハ行政權ノ施行

ノミナラサルナリ此際餘リ論スル餘地ナシ

ト思考ス速ニ發布アラシコトヲ請フ尚外務

大臣ニ一言ス本年七月以後屢交渉ヲ重子ラ

レシニ拘ハラス露ハ左ト云ヒ右ト云ヒ我政

府ヲ嘲弄スルカ如シ帝國ノ威信ニ關ス回答

期日ハ付セラレタル方然ルヘキナリシ依テ

更ニ期日ヲ定メテ回答ヲ促カサレタシ其期

日ハ本勅令發布ト同日ニテヨロシカラシ

副議長(東久世) 第二讀會ニ移ル

(河村書記官朗讀)

勅令第

號

第一條 軍備補充ニ要スル經費支辨ノ為政府
ハ一時借入金ヲ為シ特別會計ニ屬スル資金
ヲ繰替使用シ及國庫債券ヲ發行スルコトヲ
得

第二條 京釜鐵道株式會社ノ線路工事速成ニ
必要ナル資金ノ調達ニ便宜ヲ與フル為政府
ハ同會社ノ發行スル債券ニ對シ元利仕拂ノ
保證ヲ為スコトヲ得

前項ニ依リ保證スヘキ債券ハ額面一千万圓
ヲ限リ其ノ利子ハ一箇年六分以下トシ其ノ
元金ハ三箇年据置爾後五箇年以内ニ償還ス
ヘキモノトス

第三條 京釜鐵道株式會社ニ於テ工事ヲ速成
スル為特ニ要スヘキ費用ノ補償トシテ政府
ハ同會社ニ對シ一時限リ二百二十万圓ヲ補
助スルコトヲ得

前項補助金ノ財源ニ充ツル為政府ハ一時借
入金ヲ為スコトヲ得

第四條 第一條及第三條ノ場合ニ於テ一時世

入金又ハ國庫債券ニ附スヘキ利子ハ一箇年

六分以下トシ償還期限ハ一時借入金ニ在リ

テハ二箇年以内、國庫債券ニ在リテハ五箇年

以内トス

國庫債券ニ関シテハ前項ニ規定スルモノノ

外整理公債條例ヲ適用ス

三十八番(野村) 本勅令ハ速ニ發布ヲ希望スル

モ憲法第七十條ニ照シテ注意セサルヘカラ

ス就テハ第三條ニ付テ書記官長報告ノ趣此

ニ朱書ノ修正アリ其修正ノ通議決アラシコ

トヲ望ム

三十九番(林) 三十八番ノ修正説ニ賛成

三十四番(蜂須賀) 三十八番ノ修正説ニ賛成

二十四番(田中) 三十八番ノ修正説ニ賛成

二十九番(大島) 書記官長ノ報告モアリ外務大

臣ノ詳細ナル説明アリ本官ハ實ハ質問シテ

説明ヲ求メタキ位ニ思ヒ居タルナリ大體ニ

異議ナキモ京釜鐵道ハ急キテモ焦眉ノ急ニ

ハ間ニ合ハヌケレトモ到底造ラ子ハナラヌ

故宜シケレトモ憲法第七十條ニ依リテ支出
スルニハ衆議院ハアルカ召集スル餘裕ナ
場合即チ衆議院ハ成立シテ居テ開會セサル
トキナラント疑ハル憲法ノ精神ニ戾ラスナ
ラハ事柄ハ賛成ナリ
報告員(都筑) 其點ニ付テ多少議論ヲ為シ取調
ヲ為シタルナリ議會ノ成立ト否トニ拘ハラ
ズ開會ノ出来又場合ニハ出来ルト解釋スル
ヲ穩當ト認ム衆議院ノ成立ト不成立ニ拘ハ
ラス出来ルナリ

副議長(東久世) 三十八番ノ修正說ニ定規ノ賛

成アリ問題トス他ニ御發議ナクハ三十八番
ノ修正說ニ決シタルモノト認ム他ノ條モ御
發議ナクハ原案ニ決ス續テ第三讀會ヲ開ク

(河村書記官朗讀)

勅令第 號

第一條 軍備補充ニ要スル經費支辨ノ為政府
ハ一時借入金ヲ為シ特別會計ニ屬スル資金
ヲ繰替使用シ及國庫債券ヲ發行スルコトヲ
得

機密

第二條 京釜鐵道株式會社ノ線路工事速成

必要ナル資金ノ調達ニ便宜ヲ與フル為政

ハ同會社ノ發行スル債券ニ對シ元利仕拂ノ

保證ヲ為スコトヲ得

前項ニ依リ保證スヘキ債券ハ額面一千万圓

ヲ限リ其ノ利子ハ一箇年六分以下トシ其ノ

元金ハ三箇年据置爾後五箇年以内ニ償還ス

ヘキモノトス

第三條 京釜鐵道株式會社ニ於テ工事ヲ速成

スル為特ニ要スヘキ費用ノ補償ホシテ政府

ハ同會社ニ對シ^{百七十五}時限リ^{百二十}万圓ヲ補

助スルコトヲ得但シ已ムヲ得サル事由ニ依

リ其ノ金額ヲ以テ本項ノ費用ヲ償フコト能

ハサル場合ヲ生シタルトキハ仍四十五万圓

以内ヲ補助スルコトヲ得

前項補助金ヲ以テ補償スヘキ費用ノ支拂ニ

關シテハ特ニ詳密ナル監督規程ヲ設クルモ

ノトス

第三條^{スヘキ百七十五万圓}

前項補助金ノ財源ニ充ツル為政府ハ一時借

入金ヲ為スコトヲ得

第四條 第一條及第三條ノ場合ニ於テ一時

入金又ハ國庫債券ニ附スヘキ利子ハ一箇

六分以下トシ償還期限ハ一時借入金ニ在リ

テハ二箇年以内、國庫債券ニ在リテハ五箇年

以内トス

國庫債券ニ關シテハ前項ニ規定スルモノノ

外整理公債條例ヲ適用ス

副議長(東久世) 御發議ナクハ採決ス本案同意

ノ諸君ハ起立

(多數)

副議長(東久世) 多數ト認め例ニ依リ上奏ノ手

續ヲ為サム

(午前十一時五十分散會)

副議長伯爵東久世團長

書記官長

書記官

河村金五郎

柴田駒三郎

柳

密

院